

鳥取市農産物等販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農産物等販路開拓支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県外において、自ら生産した農産物とそれに伴う加工品の新たな販路開拓又は販路拡大等を目的に事業を展開する農業者等を支援することで、農業者等の生産意欲、販売意欲の高揚と本市の農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額に、別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り捨てる。）と、同表第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請等)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 交付対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
鳥取市農産物等販路開拓支援事業	鳥取市内に住所を有する者で次に掲げるもの 農業者 農業法人 農業者団体等で構成する任意組織	鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に係る経費 (旅費、消耗品費、燃料費、使用料、配送料、借上料)	1/2	1事業者あたり 50,000円/年 ただし、年度内に市主催マルシェに10日以上出展する事業者 60,000円/年

様式第1号（第7条、第10条関係）

鳥取市農産物等販路開拓支援事業計画（実績）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

実施場所	
実施期間	
事業効果	
取扱農産物等	
事業概要	

※関係資料があれば添付

3 事業費の内訳

事業費	補助事業に要する 経費（要した経費）	内 訳		備 考
		市補助金	その他	
円	円	円	円	

※事業費内訳（別紙）を添付

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
市補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					